

主な指摘事項【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の職務の内容について記載すること。</li> <li>・利用料金の記載について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。</li> <li>・法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。</li> <li>・通常の送迎の実施地域について記載すること。</li> <li>・非常災害対策について記載すること。</li> <li>・第三者評価の実施状況について記載すること。</li> <li>・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、サービス完結の日から5年間とすること。</li> </ul>	5件
運営	指定短期入所生活介護の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束を行っている入所者について、家族等への確認文書において身体的拘束を行う時間や方法、緊急やむを得ない理由の記載はあるものの、身体的拘束を行う場合の記録としては不十分であった。</li> <li>利用者に対し身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</li> </ul>	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の職務の内容について記載すること。</li> <li>・通常の送迎の実施地域について記載すること。</li> </ul>	2件
運営	広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所で作成された広告について、重要事項説明書に記載の事務受付時間との間に齟齬があるため、現状に則した広告を使用すること。</li> </ul>	1件
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての従業員に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。</li> </ul>	1件

計10件